

[重要] 新型コロナ関連～福岡県下、緊急事態宣言の発出を受けて～(2021.1.13)

本学の学生、教職員のみなさんへ

○首都圏域へ発出された政府による緊急事態宣言は、福岡県をその追加対象地域とすることとされました。期間は2月7日(日)まで。

○これに先立ち、本学では、1/12～1月末の期間を目途に、次の措置を講じることとしておりましたが、この度の福岡県を対象とした緊急事態宣言の発出を受け、措置対象期間を、2/7(日)までに延長することとします。

- 【1】対面(登校)授業の休止……1/12開講分以降、遠隔授業への切り替え
- 【2】臨地実習の休止……一部、実施可能な実習は担当教員指示による
- 【3】構内の立入制限……原則、学内立入は不可(移動、接触の軽減措置)

[注記] 定期試験の実施方法等は決定次第、順次お知らせすることとします。
ホームページや、メール配信内容を随時ご確認ください。

○私たちは、これまでに経験したことのない感染者急増の危機下に置かれています。
日頃の健康管理、衛生管理に、引き続きご協力お願いします。

2021年1月13日
聖マリア学院大学 危機管理委員会